

参考様式 1

ひみ漁業交流館魚々座指定管理業務共同事業体協定書（案）

（名称）

第 1 条 本協定に基づき設立する共同事業体を、〇〇〇〇〇（以下「本事業体」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本事業体は、ひみ漁業交流館魚々座（以下「ひみ漁業交流館」という。）の管理運営業務を行う指定管理者として、関係法令及び氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号）第 3 条に規定に基づき氷見市と締結する、ひみ漁業交流館魚々座指定管理運営に関する協定（以下「包括協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯してひみ漁業交流館魚々座の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事務所の所在地）

第 3 条 本事業体は、事務所を〇〇〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 本事業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、ひみ漁業交流館の指定管理者に指定する期間終了後 3 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本事業体は、ひみ漁業交流館の指定管理者として指定されなかったときは、ひみ漁業交流館の指定管理者に係る選定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 本事業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 住所〇〇

法人名（団体名）〇〇

代表者氏名 〇〇

(2) 住所〇〇

法人名（団体名）〇〇

代表者氏名 〇〇

(3) 住所〇〇

法人名（団体名）〇〇

代表者氏名 〇〇 （以下、構成員に合せ追加して下さい。）

（代表団体及び代表者）

第 6 条 本事業体は、〇〇〇〇〇（代表となる法人名又は団体名）を代表団体とする。

2 本事業体は、〇〇〇〇〇（代表となる団体の代表者）を代表者とする。

（代表者の職務）

第 7 条 本事業体の代表者は、包括協定に基づくひみ漁業交流館の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 本事業体の名称をもって氷見市との包括協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。
- (2) 本事業体の名称をもって指定管理料（委託料）を請求し、及び受領すること。
- (3) 本事業体に属する財産を管理すること。
- (4) 本事業体の名称をもって利用料金を収受すること。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、包括協定の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第9条 本事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、本事業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）

第10条 各構成員の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、包括協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び負担金分担額を変更するものとする。

〇〇業務（構成員名）	円
〇〇業務（構成員名）	円
〇〇業務（構成員名）	円（以下、構成員に合せ追加して下さい。）
（共通業務 ー	円）

（構成員の必要経費の分配）

第11条 構成員は、その分担業務を遂行するため、構成員全員の協議により必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）

第12条 本事業体は、指定管理業務の毎事業年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 指定管理者の指定の手續に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算において処理する。

（損益の分担）

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、構成員全員の協議により定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。

（構成員名）	%
（構成員名）	%
（構成員名）	%（以下、構成員に合せ追加して下さい。）

（権利義務の譲渡の制限）

第14条 本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条 構成員は、氷見市及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者があ

る場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、脱退した構成員以外の構成員の協議により定めるものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

5 構成員のうちいずれかが、指定管理業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、第2項から第5項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本事業体が解散した後においても、指定管理協定の履行につきかしがあったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。ただし、本事業体の構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議により定めるものとする。

代表団体○○○○○ほか○(構成員数)者は、上記のひみ漁業交流館魚々座指定管理業務共同事業体協定締結の証として、本正本○(構成員数)通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が1通を保有し、副本については指定管理者指定申請書に添えて氷見市に提出する。

平成 年 月 日

代表団体 住所○○  
法人名(団体名)○○  
代表者氏名 ○○ 印

(※以下は、構成員数に合せ追加して下さい。)

構成員 住所○○  
法人名(団体名)○○  
代表者氏名 ○○ 印

構成員 住所○○  
法人名(団体名)○○  
代表者氏名 ○○ 印

構成員 住所○○  
法人名(団体名)○○  
代表者氏名 ○○ 印